

令和7年度

空き家対策モデル事業
募 集 要 領

令和7年4月

目 次

1. 制度の趣旨・目的	2
2. 募集内容	3
(1) 概要	3
(2) 募集事業の詳細	4
(3) その他	5
3. 事業実施の流れ	6
(1) 応募手続	7
(2) 評価及び採択について	8
(3) 補助金の交付手続等	11
(4) 成果物の帰属・活用等	13
(5) その他補助の条件	14
別紙 補助金の額及び対象経費等	15
参考資料 Q&A	17

1. 制度の趣旨・目的

空き家の総数はこれまで増加の一途をたどっており、今後も、人口・世帯数の減少や高齢化に伴う相続の増加等により、さらなる空き家の増加が見込まれております。

空き家対策を巡っては、平成 27 年に空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。)が施行され、いわゆる特定空家等の除却等の取組を進展してきたところですが、さらなる空き家対策の充実・強化を図るため、特定空家等の状態となる前の段階から有効活用や適切な管理を促進し、地域経済やコミュニティの活性化に繋げる取組を推進する観点から同法を改正し、令和5年 12 月 13 日より施行しました。

同法に基づく空き家対策の実効性を確保するためには、先進的な官民連携による空き家に関する相談体制の充実、空き家の活用に資する新たなビジネスモデルの構築、新たなライフスタイル・居住ニーズに対応する空き家の活用等を推進する必要があります。

本制度は、このような観点から、NPO や民間事業者、地方公共団体等の創意工夫による空き家対策に関する先進的な取組を行う事業を広く公募し、モデル性の高い事業に対して支援を行うことにより、空き家対策の推進に寄与する先行・優良事例の蓄積と全国への横展開を図ることを目的とします。

本制度の事務局について

本制度では、手続を円滑に執行するため、空き家対策モデル事業に関する評価事業を行う者(以下「評価事業者」という。)及び事務事業を行う者(以下「事務事業者」という。)を指定します。

応募書類の作成・提出・受付等に関する問合せ窓口は、評価事業者である「日経 BP 総合研究所」です。

採択後の補助金の交付申請受付等に関する事務は、事務事業者である「一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会」が行います。

2. 募集内容

(1) 概要

- NPO、民間事業者、地方公共団体等の創意工夫による空き家対策に関する事業を対象とします。
- 本制度における空き家とは、空家法第2条の「空家等」(建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。))を指します。例えば、以下の状態のものは、本制度における空き家に該当しません。
 - 例 賃貸・売却用に管理されている空き家や、別荘等の二次的住宅
 - 例 空部屋がほとんどであるが、一部の住戸に居住者がいるマンション(集合住宅)
- 空き家の発生抑制、活用等に係るモデル性の高い空き家対策に関する取組として、事業スキーム構築や普及啓発などソフト的な取組や改修工事などハード的な取組を行う事業を募集します。

(2) 募集事業の詳細

① 募集の対象となる事業主体

NPO、民間事業者、地方公共団体等

- ※ 共同での事業が採択された場合は、交付申請を行う際に、事業主体の全ての構成員(地方公共団体を含む。)が当該事業を共同して実施する者であることを証する文書(協定書の写し等)の提出が必要となります。

② 募集する事業

次に掲げる事業であって、令和7年度中に③に示す3つのテーマのいずれかに該当する取組を行うもの。

ア) ソフト事業

事業スキーム構築、普及啓発、体制整備、調査検討など空き家対策に関するソフト的な取組を行う事業。

イ) ハード事業

空き家の改修工事、除却工事又は土地整備(以下「改修工事等」という。)に関する技術や工法、施工プロセス等において、先進性や創意工夫などのモデル性を有するハード的な取組を行う事業。

ウ) ソフト・ハード事業

ア)及びイ)の取組を行う事業。

- ※ イ)・ウ)にあっては、採択された場合は、3.(3)①の交付申請時まで、改修工事等を行う物件を確定する必要があります。

③ 募集テーマ

- ・ テーマ1 官民連携による独創的な空き家に関する相談対応の充実

地方公共団体と NPO、法務、不動産、建築、金融、福祉等の専門家など空き家対策に係る多様な主体が連携するとともに、独創的なアイデアに基づく空き家に関する

相談窓口の設置・相談員の派遣などの取組を対象とします。(地方公共団体と民間事業者等が連携して取り組む必要があります。)

・ **テーマ2 空き家に関連する新たなビジネスモデルの構築**

異業種間の連携やデジタル技術の活用により空き家対策を効率化・合理化するツールやサービスの開発・提供を行う新たなビジネスのスタートアップなど空き家の調査・活用・除却の推進に資する民間事業者等の取組を対象とします。

・ **テーマ3 新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用等**

空き家を活用した子育て世帯への住まいの提供や二地域居住など、新たなライフスタイル・居住ニーズに対応した空き家の多様な活用や流通を促進する NPO、民間事業者等の取組を対象とします。

④ **補助対象・補助率等**

次に掲げる費用が補助対象となります。なお、補助対象となる経費の詳細は、別紙を参照してください。

ア) 調査検討、計画策定、普及・広報等に要する費用：定額

イ) 空き家の改修工事に要する費用(設計費等含む):1/3^{※1}

ウ) 空き家の除却工事に要する費用(設計費等含む):2/5^{※2}

エ) 除却後の土地整備に要する費用：1/3

※1 木造建築物の場合 220,000 円/㎡、非木造建築物の場合 332,000 円/㎡を限度とします。面積当たりの上限額は、改修を行う部分の面積が対象となります(建物の延べ床面積ではありません)。

※2 木造建築物の場合 33,000 円/㎡、非木造建築物の場合 47,000 円/㎡を限度とします。なお、通常想定される除却費と比較して高額となる次に掲げる場合は、かかりまし費用を補助対象に追加できます。

- ・ 崖地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常と異なる工法により除却する場合
- ・ 離島等に立地し、廃材等の処分場が近くにない場合
- ・ 1㎡当たりの除却単価の算出が困難な空き家に附属する煙突や門塀等の除却、吹き付けアスベスト等を除却する場合
- ・ その他国土交通省(以下「当省」という。)がやむを得ないと認める場合

(3) **その他**

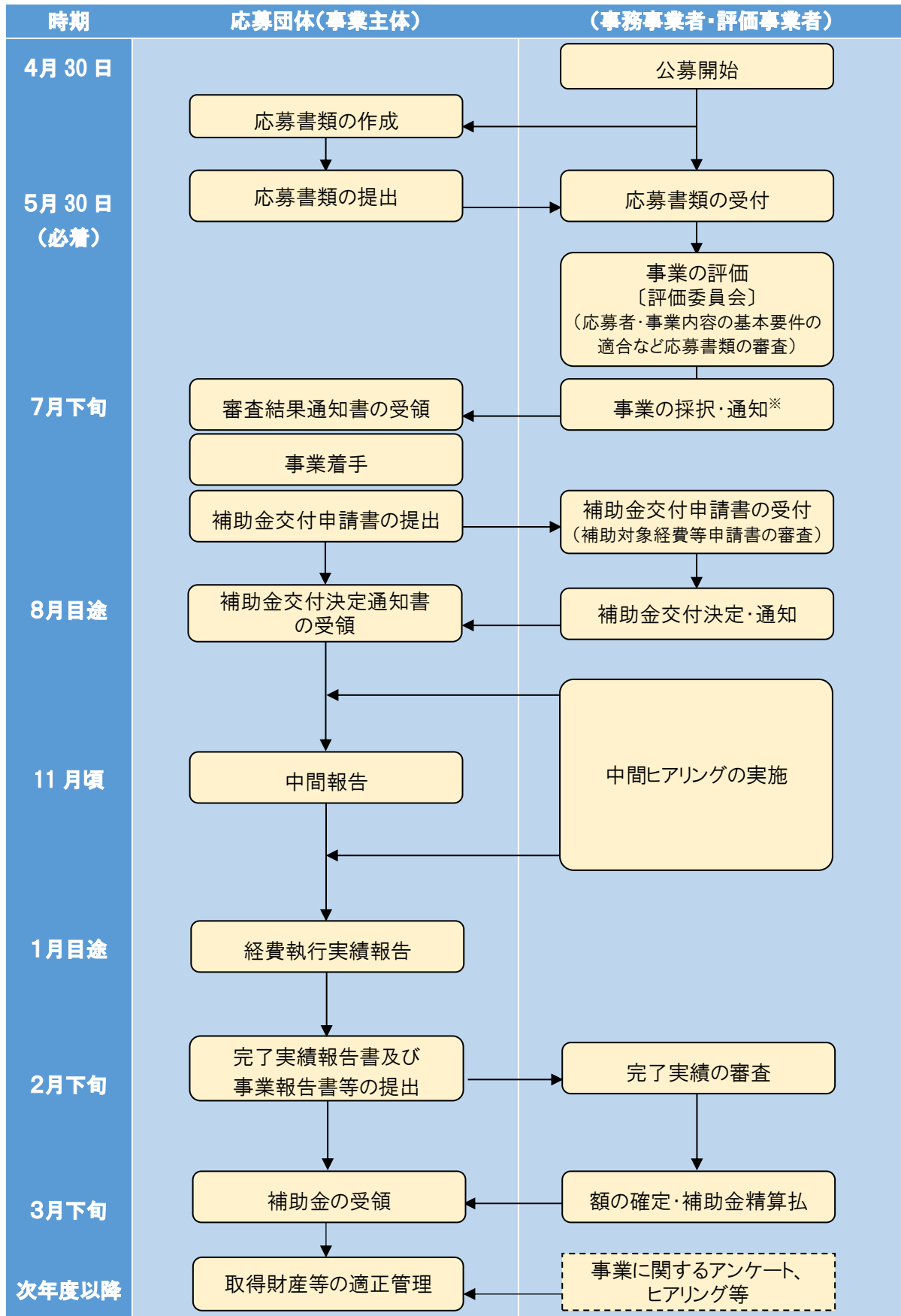
○ 原則として、市区町村が策定する空家等対策計画に沿って行われる取組でなければ、補助対象となりません。

○ 本制度は、空き家対策に関する相談体制の構築、新たな事業の試行的実施等を支援するために補助を行うものであり、事業活動の継続を支援するものではありません。このため、本制度の補助を受けて得た成果を生かし、今後の活動に向けた資金調達や活動の収益化に繋げるなど、補助の終了後は自立かつ継続して事業を展開していくことを見据えたものでなければ、補助対象となりません。

- 空き家対策推進の観点から公益性が認められない事業やモデル性が低い事業は、補助の対象となりません。例えば、本制度の補助金を直接事業者の利益として損失を補填すること、単に従来から実施している事業の経費に充てること等を目的とする事業は、本制度の補助対象となりません。
- 本制度の支援を受ける事業者は、代表者及び事業実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を整えるなど、事業実施に係る責任体制を整備してください。
- 事業執行にあたっては、法令等を遵守してください。補助により実施した事業が法令等に違反していることが発覚した場合は、補助金交付決定の取消しや補助金返還を求めることがあります。

3. 手続の流れ

- 補助に関する手続の流れは、下図を参照してください(時期を変更する可能性あり。)
- 採択された事業における取組の執行期間は、『採択通知日から令和8年2月 27 日(金)まで』を予定しています。



※ 国土交通省住宅局より発出

(1)応募手続

① 応募書類

次のア)からキ)までに掲げる書類を提出してください。提出物や内容に漏れがある場合は、評価対象外となります。また、提出期間終了後に、応募書類に誤りがあったことが判明しても、差替えはできませんので、提出の際には、あらかじめ十分にご確認ください。

ア) 応募様式(様式1～様式7)

※ 応募様式のデータ形式は、PDF 等に変換せず Excel(様式1～6)又は Power point(様式7)形式で提出してください。

イ) 事業者が団体である場合(構成員として団体を含む場合を含む。)は、定款、規約など当該団体の目的、活動・事業の種類及び会計に関する事項が記載されている書類(様式任意)

※ 地方公共団体を除く。当該団体が任意団体かつ該当する書類を作成していない場合は、事業実施責任者が所属する組織の該当する書類を提出すること。

ウ) 補助を受けようとする年度の事業計画書及び収支予算書又はそれらの案(様式任意)

エ) 建物及び土地に関する不動産登記法(明治 32 年法律第 24 号)の登記事項証明書、対象物件の平面図、立面図、配置図等(改修工事等を実施する場合は、改修計画等が確認できるもの。)

オ) 改修工事等を実施する場合は、改修する空き家に係る建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の確認済証又は検査済証の写し(確認済証又は検査済証がない場合は、建築確認台帳記載事項証明書など当該空き家の建築基準法に関する手続の状況が確認できる書類を提出してください。)

カ) 改修工事等を実施する場合は、工事費内訳書

※ 施工者が作成すること。「一式」表示は行わず、具体的な工事内容が判別できるように内訳を記載すること。

キ) 事業を実施する地域の市区町村が策定した空家等対策計画の写し※³(該当部分のみ)

※ 計画が期限切れとなっていないか十分に確認すること。また、全国的又は相当数の市区町村において活動を実施する場合は、全ての市区町村ではなく、主たる実施地域となる市区町村のものを提出すること。

② 応募書類の提出方法等

ア) 提出方法及び問合せ先

応募書類の提出は、指定のホームページからアップロードしていただきます。詳細は下記 URL よりご確認ください。

URL:<https://nkbp.jp/akiya25>

【問合せ先】 空き家対策モデル事業評価事務局

メールアドレス:akiya★nikkeibp.co.jp

※「★」を「@」に置き換えて送信してください。

※令和7年5月 29 日(木)正午までをお願いします。なお、締切日直前は混み合うことが予想されますので、余裕を持ってお問合せください。

イ) 提出期限

令和7年5月 30 日(金)正午

③ 応募書類作成の留意事項

- ア) 原則として、1様式は1枚以内としてください(様式3を除く。)
- イ) 応募書類は、全てA4判、文字サイズは 10 ポイント以上としてください。
- ウ) 応募書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法としてください。
- エ) 活字体(手書きは不可とする。)で作成してください。
- オ) 上記ア)～エ)の事項が守られていない応募書類は、審査対象外となります。

④ その他の留意事項

- ア) 国又は地方公共団体から別途補助金等を受けている取組は、補助対象になりません。
- イ) 応募者は、同一事業について、当該事業の取組内容を変えずに重複して応募することはできません。
- ウ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))及び法人その他の団体であって、その代表者又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団員に該当する者があるものは、本制度の補助金を申請することができません。
- エ) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担となります。
- オ) 応募書類に虚偽の記載をした場合は、提出された応募書類を無効とし、採択の取消しや補助金の返還を求めることがあります。
- カ) 応募書類が本書及び応募様式に示された事項に適合しない場合は、提出された応募書類を無効とすることがあります。
- キ) 応募書類について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年5月 14 日法律第 42 号)に基づく開示請求があった場合は、事業者等の権利や競争上の地位等を害するおそれがない部分に関して、開示対象となる場合があります。
- ク) 応募書類の提出後は、原則として、当該応募書類の内容を変更することはできません。
- ケ) 本書及び応募様式に示された事項を遵守しない場合は、採択の取消しや補助金の返還を求めることがあります。
- コ) 本制度に関する手続は、今後変更する場合があります。
- サ) 個別の応募に関する問合せには応じられません。

(2) 評価及び採択について

① 評価及び採択の方法

- ・ 応募された事業の評価は、評価事業者が設ける学識経験者等で構成する評価委員会で行い、その結果を踏まえて当省が事業の採択を判断します。
- ・ 評価にあたっては、原則として、空き家対策モデル事業に係る応募用紙(様式2)に記載された事業概要等の内容から、空き家対策に関するモデル性の有無を評価します。

- ・ 評価の経緯等に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

② 評価基準

次のア)～キ)に掲げる視点により総合的に評価します。

ア) モデル事業の趣旨・目的への適合性

「応募事業者が本制度の趣旨・目的を十分に理解しており、個別の事業者の営利に直結するものではなく取組内容に公益性が認められるか」という観点から評価します。

イ) 実現可能性

「事業計画、役割分担、スケジュール及び資金計画が具体的かつ現実的なものであるか」という観点から評価します。

ウ) 効率性

「事業の実施による費用対効果が最大限発揮されるか」という観点から評価します。

エ) 持続可能性・発展性

「事業が自立的に継続・発展するものか」という観点から評価します。

オ) 波及性

「事業のノウハウ・成果を公表・展開することで、他地域における課題の解決又はに繋がるか」という観点から評価します。

カ) 創意工夫

「事業の具体的な取組内容、ノウハウ・成果等に空き家対策に関する課題を解決する効果が見込まれる創意工夫(全国的に実績は少ないが効果が高いと見込まれるものを含む。)があるか」という観点から評価します。

キ) 国及び市区町村の施策への整合性

「国の空き家対策に係る考え方(以下に示すものなど)及び実施地域の市区町村が定めた空家等対策計画に則した取組であるか」という観点から評価を行います。特に、空家法の改正により新設された「空家等活用促進区域制度」や「空家等管理活用支援法人制度」の積極的活用を促す取組を高く評価します。

- ・ 社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 空き家対策小委員会とりまとめ

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/house02_sg_000208.html

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000138.html

- ・ 子育て世帯等の住宅確保・子育て支援への空き家の活用
- ・ 二地域居住者向けの住宅への空き家の活用
- ・ 居住の安定の援助に係る認定を受けた住宅への空き家の活用

③ その他

- ・ 令和5年度又は令和6年度に「空き家対策モデル事業」として採択された事業を継続して行う場合であって、新たな取組を提案するときは、これまでに実施した事業の成果を踏まえて評価します。
- ・ 過年度の「空き家管理等基盤強化推進事業(平成 25 年度から平成 27 年度)」、「先駆的空き家対策モデル事業(平成 28 年度から平成 29 年度)」、「空き家所有者情報提供に

よる空き家利活用推進事業(平成 29 年度)」、「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業(平成 30 年度から令和2年度)」、「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業(令和3 年度から令和4年度)」又は令和5年度若しくは令和6年度の「空き家対策モデル事業」に採択された補助事業者による過年度と同じ取組を行う事業(事業実施地域が異なる事業又は関連会社などが別事業者名で応募する事業を含む。)は、採択しません。

- ・ 過年度に単年度の取組として応募し採択された補助事業者が応募する場合は、取組内容が過年度よりも発展していることを応募書類の中で明確に記載してください。

④ 採択及び採択の通知等

- ・ 当省は、評価委員会による評価を踏まえて、採択又は不採択を決定し、応募者に対して当該決定に関する通知書を発出します。また、採択した事業は、事業主体、事業地域及び事業概要・取組内容を公表します。
- ・ 採択にあたっては、当省又は事務局から事業主体に事業内容や補助額等について協議することがあります。その際、評価結果に基づき、事業内容の変更を求めることがあります。また、必要に応じて資金計画や事業内容に関する資料の提出を求めることがあります。
- ・ 採択を通知する際、併せて補助金の交付申請等の手続をお知らせします。補助金の交付を受けるためには、採択後に交付申請等の手続を行う必要があります。

⑤ 事業採択後の手続等

- ・ 補助金の交付申請の審査から支払までの手続は、原則として、事務事業者が対応します。
- ・ 採択後は、交付申請手続のほか、中間報告・完了報告等、種々の書類作成・報告等を行う必要があります。この際、事務事業者・評価事業者から手続等に必要な連絡、確認、指示等があった場合は、速やかに対応ください。書類の提出が遅れる、書類作成に関する事務事業者・評価事業者からの指示に従わない、連絡が取れない等、補助事業者の義務を果たすことが困難と判断した場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- ・ 原則として、採択後に補助事業者の構成員を変更することはできません。やむを得ない事情により変更する場合は、事務事業者・評価事業者と協議の上、当省の承認を得なければなりません。

(3) 補助金の交付手続等

① 交付申請

補助金の交付申請は、当省が定める期間内に行う必要があります。当該申請がなされない場合は、採択事業であっても補助金が交付されませんのでご注意ください。

なお、共同での事業を申請する場合は、事業主体の全ての構成員(地方公共団体を含む。)が当該事業を共同して実施する者であることを証する文書(協定書の写し等)の提出が必要となります。

② 交付決定

補助金の交付申請は、事務事業者が次に掲げる事項等について審査し、交付決定した場合は、申請者に通知します。なお、補助対象経費は、(2)④の通知の日以降に発生する経費となりますので、ご注意ください。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 交付申請の内容が「住宅市街地総合整備事業制度要綱」「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」及び本書の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象費用には、他の補助金(負担金、利子補給金並びに「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象費用は含まないこと。

③ 計画変更の承認等

ア) 補助事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、事務事業者・評価事業者と協議の上、当省の承認を得なければなりません。

- ・ 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更
- ・ 補助事業の中止又は廃止

イ) 事業主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、ただちに、当省及び事務事業者・評価事業者に報告し、その指示を受けなければなりません。

必要な手続を行わず、交付決定した内容と整合しない場合は、補助対象となりません。また、既に補助金が交付されている場合には、当該補助金の返還を求めることがあります。

④ 中間報告・完了実績報告等

ア) 中間報告等

事業の進捗・交付補助金の執行状況を調査・確認するため、当省及び評価事業者に対して中間報告をする必要があります。補助に係る事業の執行状況やその後の実施計画に応じて、補助金の交付決定額を変更する場合があります。

また、中間報告時に事業の進捗が申請内容と比べて著しく遅延している場合や報告の内容が不正確かつ具体性に欠ける場合は、完了期日までに成果の達成が困難と判断し、補助金を交付できない場合があります。

イ) 経費執行実績の報告

交付決定の内容及び交付決定時に付した条件のとおり経費の執行が行われているか確認するため、事務事業者に対して、事業期間中には経費の執行実績の報告を行い、完了実績の報告の際には最終の経費執行実績報告を行う必要があります。なお、交付決定の内容等のとおり経費の支払が行われていない場合は、補助金を交付できない場合があります。

ウ) 完了実績の報告

補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止を含む。)したときは、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は令和8年2月 27 日(金)のいずれか早い日までに、完了実績報告書を事務事業者に提出しなければなりません。補助事業者は、完了実績報告書を事務事業者へ提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を明らかにし、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

完了実績報告では、請求書、領収書、契約書等の写しのほか、送金伝票の写し等(支払済みであることを金融機関等の第三者による公的に証明できる書類)により支払状況を確認します。

工) 事業報告・公表

補助事業者は、評価事業者が定める様式により事業報告書を作成し、令和8年2月 27日(金)までに提出しなければなりません。事業報告書には、事業の効果及び目的(成果指標を含む。)の達成状況に関する事後評価の結果を記載してください。また、事業を実施する中で作成した成果物も提出してください。なお、当省及び評価事業者が、提出された事業報告書及び成果物を事業周知用のホームページへの掲載等により公表することをあらかじめご了承ください。

⑤ 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等

補助事業者が、補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく処分に違反した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 17 条第1項に基づく交付決定の取消し、補助金の交付の停止及び補助金の返還命令並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 29 条から第 32 条までの規定による罰則措置が講じられることに留意してください。

⑥ 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書を速やかに国土交通大臣に提出し、当該報告書に基づき消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付してください。

⑦ 経理書類の保管

補助事業者は、本補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければなりません。なお、当該帳簿及び書類は、当省又は事務事業者・評価事業者の求めに応じて、その写し等を提出していただくことがあります。

(4) 成果物の帰属・活用等

① 成果物の提出

- ・ 応募にあたっては、モデル事業の取組に関する成果物の概要及び当該成果物を公開するツールを提示することとします。当該成果物は、公開することにより空き家対策に取り組む自治体、民間事業者等の参考となるものに限ります。なお、空き家相談・調査の実施記録など公開した際に自治体等の参考とならないものは、成果物として認めません。
- ・ 補助事業者は、事業報告書と併せて評価事業者に成果物を提出してください。応募の際に提示された成果物が提出されない場合は、補助金を交付できない場合があります。

② 知的財産権の帰属等

- ・ 補助事業により生じた知的財産権は、補助事業者に帰属します。作成した成果物はホームページに公開するなど広く一般に提供するよう努めてください(個人情報を除く。)
- ・ 事業の取組内容や補助事業によって得られた成果は、当省及び評価事業者が自らの判断により一般に公開することができることとします。

③ 取得財産の管理

- ・ 補助事業者は、本補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産を本補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。
- ・ 補助事業者は、設計費に係るものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が 50 万円以上の財産については、補助事業完了後 10 年(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年3月 31 日付け大蔵省令第 15 号)において耐用年数が 10 年未満のものにあつてはその耐用年数)以内に国土交通大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことはできません。なお、同大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付していただくことがあります。

④ 情報の公開・活用

- ・ 本制度は、モデル事業の取組を全国へ展開を図ることを目的としているため、提出された成果物は当省のホームページなどに公開することがあります。
- ・ 事業完了後に提出していただく事業報告書は、当省のホームページに公開します。
- ・ 普及促進を目的に広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレットやホームページ等に事業の取組内容などに関する情報を使用することがあります。使用により事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある場合には、あらかじめ申し出てください。

⑤ 事業に関するアンケート・ヒアリング等への協力

補助事業者は、事業実施に関する検査や事業の結果・効果等の確認のために事業完了後のアンケート、ヒアリング等に協力していただくことがあります。

⑥ 刊行等

補助事業者は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合に、補助金による成果である旨を明記することができます。

(5) その他補助の条件

本制度の運用は、本書の定めによるほか、次に掲げる法令等の定めにより行います。

- ア) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)
- イ) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)
- ウ) 国土交通省所管補助金等交付規則(平成 12 年総理府・建設省令第9号)
- エ) 補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和 34 年3月 12 日付建設省会発第 74 号建設事務次官通達)
- オ) 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて(昭和 34 年4月 15 日付建設省住発第 120 号住宅局長通達)
- カ) 住宅局所管事業の附帯事務費等の使途基準について(平成7年 11 月 20 日付建設省住総発第 172 号住宅局長通達)
- キ) 建設省所管補助事業における食料費の支出について(平成7年 11 月 20 日付建設省

会発第 641 号建設事務次官通達)

- ク) 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて(平成 17 年9月1日付国住総第 37 号住宅局長通知)
- ケ) 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成 24 年3月 15 日付国住生第 185 号)
- コ) 住宅市街地総合整備事業制度要綱(平成 16 年4月1日付国住市第 350 号国土交通省事務次官通知)
- サ) 住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱(平成 16 年4月1日付国住市第 352 号国土交通省住宅局長通知)
- シ) 空き家対策総合支援事業事務処理要領(平成 28 年3月 31 日付国住整第 43 号国土交通省住宅局長通知)
- ス) その他関連通知等に定めるもの

補助金の額及び対象経費等

1. 補助金の額

本制度の補助金は、補助を受けようとする事業に関する費用の内、空き家対策に資する取組に関するものに、募集要領 2.(2)④に掲げるそれぞれの補助率を乗じた額の合計を超えないこととします。なお、予算枠や応募状況等を踏まえて、補助金の額を調整することがあります。

2. 計上できる経費

対象経費として計上できる経費項目は以下のとおりです。

各経費の詳細は、「住宅局所管事業の附帯事務費等の使途基準について」(平成7年 11 月 20 日付建設省住総発第 172 号住宅局長通達)の定めによります。

(1) 調査検討、計画作成、普及・広報等

① 給料及び職員手当等※

専ら本事業の執行のために直接必要となる補助事業者の構成員(個人)又は構成員に所属する者(構成企業等に属する個人)(以下「構成員等」という。)の給料(実施担当者・事務局員の人件費)。

※ 地方公共団体の場合は対象外。

② 賃金

専ら本事業の執行に直接必要な構成員等以外の者(以下「補助員」という。)の賃金(アルバイト等の人件費)。ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。

③ 報酬

事業の実施のために直接必要な外部講師等への謝礼金、構成員等が行う専ら本事業の執行のために直接必要となる活動に対する対価(ただし、委託契約及び雇用契約によらないもの)。

④ 旅費

会議出席等、事業実施のために必要な交通費及び宿泊費(補助員に対するものを含む。様式2の主たる事業実施地域に係るものに限る。)

⑤ 需用費

事業の実施のために直接必要な消耗品費(文房具、消耗器材等、図書購入費等)、自動車等の燃料費、印刷製本費(設計書、図書、報告書、帳簿等のコピー代、印刷費等)、事業を実施する目的で使用する事務所等の光熱水費(電気・水道・ガス等の使用料及び同計器使用料等)。

※ 上記のうち、文房具、図書等で事業期間後も残存するものは 2 万円未満のものに限り
ます。

⑥ 役務費

事業の実施のために直接必要な通信運搬費(郵便、電信電話料及び運搬料等)、広告料(新聞、雑誌その他への広告掲載等)及び手数料(物品保管料、登記手数料、物品取扱手数料等)。

⑦ 委託料

事業の実施のために直接必要な調査・計画作成等の委託料(委託契約を締結しない発注書による委託処理の場合を含む。)。ただし、当該事業の主たる部分を除く。

⑧ 使用料及び賃借料

事業の実施のために直接必要な自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料。ただし、事務所の敷金・礼金、借り上げた物品の設置料など初期費用は除く。

(2) 空き家の改修工事

空き家の改修工事に要する費用及び当該工事に伴う測量試験・設計に要する費用※1※2※3

(3) 空き家の除却工事

空き家の除却工事に要する費用及び当該工事に伴う測量試験・設計に要する費用※1※3

(4) 除却後の土地整備

空き家を除却した土地を公益性の高い用途として整備する際の舗装など当該土地の活用に附随する工事に要する費用※1※2※3

※1 消費税及び地方消費税は、補助対象外です。

※2 事業の目的に鑑みて著しく高価な装飾、材料又は設備等を使用した部分の改修工事費は補助対象外です。また、事業の完了後に補助金により当該施設に著しく高価な装飾等を設置していることが判明した場合、補助金返還の可能性があります。

※3 測量試験・設計費、耐震診断やインスペクション(住宅診断、建物状況調査等)はハード整備費用として計上できますが、「民間同士の境界確定のための測量費」「外構整備の設計・工事の費用」などは補助対象外となります。

(5) 計上できない経費

本制度では、次に掲げるような経費を補助対象として計上することはできません。

- ① 補助員に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費(雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当)。ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費は計上できます。
- ② 耐用年数が1年を越える備品等の購入費。なお、耐用年数が1年を越える備品等をリースする経費は計上できます。
- ③ 懇親会等のモデル事業執行上特に必要のない飲料費、食費等
- ④ 国内外を問わず、シンポジウム、セミナー等応募者の活動によらない単なる会合等へ出席するための交通費、宿泊費、参加費
- ⑤ 事業中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑥ 土地購入、不動産購入、水道分担金又は竣工式等式典の費用
- ⑦ 空き家の改修工事を行う建築物と一体でない家具、調度品、絨毯、カーテン等の制作・購入又は借用のための費用
- ⑧ その他、当該事業の実施に関連性のない経費

空き家対策モデル事業 Q&A

問	答
応募した事業が採択された場合、申請した費用の全てが補助対象となるのでしょうか。	評価委員会等での評価結果を踏まえ、予算の範囲内で、応募書類に記載された金額、事業計画等を総合的に考慮して補助対象を決定します。 そのため、事業が採択された場合であっても補助要望額の全額が補助されるとは限りません。
対象となる空き家が違反建築物の場合、本事業で改修工事又は除却工事を行うことにより、違反が解消されることを前提に、応募することはできますか。	応募は可能ですが、違反がある場合は、事業完了時までには当該箇所の違反を是正の上、報告していただく必要があります。また、この場合、当該違反を是正するための費用は補助対象外です。
複数の空き家に対してまとめて同一年度内に改修工事や除却工事等を行う場合、それぞれの工事について応募は可能でしょうか。	応募は可能です。同一の取組内容について、該当する建物及び工事を全て記載してください。
ソフト的な取組を実施する事業者と、ハード的な取組を実施する事業者が異なっても補助を受けることは可能ですか。	補助を受けることは可能です。
同年度内に調査検討等及び改修工事等を予定していますが、同時に申し込むことは可能でしょうか。	応募することは可能です。詳細は募集要領2. (2)をご参照ください。
空き家の改修、除却等の整備方針が決まっていない状況で、協議体による検討を行うことを予定していますが、応募はできますか。	事業の内、ソフト的な取組に関する部分は、応募することは可能です。改修工事等は、応募することはできませんので、補助対象外となることにご留意ください。
事業費やスケジュールは、応募時点の予定を記載すればよいですか。	事業費やスケジュールは、応募時点のものを記載してください。
設計と工事を申請予定ですが、設計が完了しないと工事費・工期は確定しません。 その場合、補助対象事業費はどのように記載すればよいのでしょうか。	応募の段階では、概算事業費と予定する事業実施期間を記載してください。なお、採択後に計画を変更する場合は、あらかじめ事務事業者・評価事業者と協議の上、当省の承認が必要です。 また、やむを得ない事情により補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに事務事業者・評価事業者に報告し、その指示に従ってください。
空き家の減築(一部除却)と改修工事を併せて行う場合、それぞれの工事について応募する必要があるのでしょうか。	1棟の空き家に対して減築(一部除却)と改修を行う場合は1つの事業として応募してください。
空き家の改修工事に併せて一部増築を行う場合、増築部分は補助対象になりますか。	原則として、増築部分に係る設計費、工事費等は、補助対象外となります。
応募時は改修工事等を行う予定がなく工事費を計上していませんでしたが、交付申請時に施設整備費を計上することは可能でしょうか。	採択された取組内容を変更して交付申請することはできませんので、当該工事費は計上できません。
応募時点では空き家ではないものの、いずれ空き家になる物件の改修工事等を行う場合、応募の対象となりますか。	応募の対象となりません。本制度における空き家は、居住その他の使用されていないことが常態であるものを対象とします。
本事業において対象となる空き家の改修工事等を行う場合、所有者から借り受けた者が事業主体となることは可能でしょうか。	空き家を借り受けた者が事業主体となることは可能です。改修工事の可否・範囲などの所有者との調整は、応募者側が責任を持って行ってください(所有者から当該事業実施の承諾を得た上で工事を実施すること)。

問	答
物件の取得に要する費用の内、土地購入費は補助対象外で、建物取得費は対象という認識でよいでしょうか。	土地購入費及び建物取得費は補助の対象となりません。詳細は、募集要領 別紙(5)をご参照ください。
申請時にあらかじめ申出をすれば、交付決定日前に着手した部分の費用も補助対象となりますか。	採択通知日の前に着手された部分の費用は補助対象とはなりません。
賃貸用物件である戸建住宅が空き家の状態になっている場合、当該住宅に関する事業は補助対象となりますか。	賃貸用物件の戸建住宅であっても、居住その他の使用されていないことが常態であるものに関する事業は、補助対象となります。
長屋や共同住宅の空き室に関する事業は応募の対象となりますか。	<u>建物の全室が空き室となっている空き家に関する事業は、応募の対象となります。</u> 一部の室のみ空き室である場合は、応募の対象となりません。
工事費内訳書は、現時点の全ての改修予定物件について必要になるという理解でよいでしょうか。	改修等を予定する全ての物件について、必要となります。
空き家所有者との調整等により、採択された工事が中止になることもあり得ますが、補助金交付決定額の範囲内で他物件への費用調整は可能でしょうか。 その場合、あらかじめ事務事業者等へ相談が必要でしょうか。	採択された内容から変更が生じた場合は、事前に事務局に相談してください。なお、基本的な考え方は以下のとおりです。 [調整が認められないケース] ・複数の物件について工事を行う予定であったものの、その一部が取りやめになったため、残りの工事物件に取りやめになった分の予算を投入する場合 [調整が認められ得るケース] ・対象物件をやむを得ず変更する場合であって、提案時と同様の工事を行う場合 [採択を取り消す可能性があるケース] ・提案時と工事内容が大きく異なる場合
ソフトからハード又はハードからソフトへの費目の調整は認められないのでしょうか。	原則として、費目の調整は認められません。
ソフト的な取組に係る主体からハード整備に係る主体に対して業務発注するなど、応募事業者内で発生する費用は補助金の対象となりますか。	応募事業内の発注であっても補助金の対象になり得ます。